

学生・西区連携まちづくり活動補助金 よくある質問

【Q 1. 補助対象経費について】

補助対象経費は、補助金要綱に記載の要件を満たすものです。要綱と募集案内を良く確認し、活動を行ってください。活動における使用有無が判断基準ではありませんので注意してください。

例) 補助対象として認めないもの

- ・社会通念上妥当と認められない価格や数量
- ・スタッフの衣装など、活動に不可欠と認められないもの

【Q 2. 備品について】

耐用年数が1年以上のものについては、値段に関わらず、備品として補助対象外とします。ただし、活動目的の達成に不可欠なもので、リースや委託等の代替手段がないものについては、補助対象となる場合があります。備品を補助対象経費として計画する場合は、活動計画書に記載し、区の確認を受けてください。

【Q 3. 食品の購入等について】

食品の購入に係る経費は補助対象外です。ただし、活動の目的達成に不可欠であると認められる食品は、材料費として補助対象です。食品を補助対象経費として計画する場合は、活動計画書に記載し、区の確認を受けてください。

例) 対象となるもの（材料費として認められるもの）

- ・商品開発に使用する材料費
- ・調理体験イベントに使用する材料費

対象とならないもの

- ・イベントの景品用のお菓子購入費
- ・イベントにおける、食事提供の材料や弁当の費用

【Q 4. 謝礼について】

申請団体および連携する区内事業者の構成員に対する謝礼は、補助対象外です。申請団体と関係性のある教員についても構成員とみなします。外部に依頼した場合のみ補助対象となりますので、領収書等の提出をお願いします。

【Q 5. 物品購入にかかるポイントについて】

ポイントカードなどにより、ポイントの付与があった場合は、ポイント分を減額した額を補助します。また、個人で有していたポイントを使用し、物品を購入した場合、補助対象外経費として取り扱いますので、ご注意ください。

【Q 6．旅費について】

自宅から大学までの定期券区間については補助対象外ですが、夏季休暇などで定期券を所持していない場合は、補助対象となります。また、活動の目的が果たせなかった移動（物品購入のため移動したが目的の商品がなかった、打合せのため移動したが日程を間違えていたなど）は補助対象外です。

【Q 7．タクシーの利用について（旅費）】

打合せやイベントの実施に係る移動は、原則、公共交通機関を利用してください。ただし、活動場所が駅やバス停から遠い場合や、公共交通機関の運行間隔が長く、待ち時間が長時間になる場合などについては、タクシーの利用を認める場合があります。

タクシーの利用が想定される場合は、事前に区への確認を行ってください。

【Q 8．雨天等で中止となり活動内容を変更する場合】

延期等による対応が困難であり、当初の活動計画書の内容を変更して実施しようとする場合は、補助金交付決定内容変更承認申請書を区に提出していただき、区の承認を得てください。

【Q 9．雨天等で中止となり活動自体が中止となる場合】

延期等による対応が困難であり、活動自体が中止となるやむを得ない事情がある場合は、補助金活動報告書にて中止となった理由の記載を含め、それまでの活動内容について区に報告していただきます。それまでに実際にかかった交通費等の必要経費は内容を確認の上、補助金の対象としてお支払いいたします。

【Q 10．区内事業者との連携について】

申請時に連携先が決まっている必要はありません。具体的な事業者名が未定の場合は、希望する連携先の分野や活動内容のイメージを記載してください。提案内容を踏まえ、区が区内事業者との調整・マッチングを行います。

なお、希望した事業者と必ず連携できるとは限りません。また、調整の結果、連携体制が構築できない場合は、不採択となる場合があります。